○　香川県公安委員会・香川県警察本部長における香川県情報公開条例審査基準の制定について

（平成 27 年４月１日付け例規第 41 号）

香川県情報公開条例（平成 12 年香川県条例第 54 号）の規定に基づく香川県公安委員会及び香川県警察本部長が行う行政文書の公開に係る審査基準については、「香川県公安委員会・香川県警察本部長における香川県情報公開条例審査基準の改正について」（平成18年４月14日付け例規香企画第 99 号。以下「旧例規」という。）により行っているところであるが、香川県情報公開条例の一部改正に伴い、引用している条文を改める等、この度、新たに別添のとおり「香川県公安委員会・香川県警察本部長における香川県情報公開条例審査基準」を定め、平成 27 年４月１日から施行することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、旧例規は、廃止する。

別添

香川県公安委員会・香川県警察本部長における香川県情報公開条例審査基準

香川県情報公開条例（平成 12 年香川県条例第 54 号。以下「情報公開条例」という。）に基づき香川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）及び香川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が行う行政文書の公開・非公開の決定に当たっての審査基準は、次のとおりとする。

その運用に当たっては、本審査基準を画一的に運用することなく、個々の公開請求ごとに当該行政文書に記載されている情報の内容等に即して、かつ、情報公開条例の規定の趣旨に沿って、個々具体的に判断しなければならない。

また、本審査基準で示した具体例は、あくまで代表的な情報についての判断基準であり、該当する事例がここに掲げたものに限定されるものではない。

第１　非公開情報の判断基準

１　情報公開条例第７条第１号（個人情報）に基づき非公開とする情報の基準

［情報公開条例の定め］

(1)　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア　法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ　公務員等（公務員（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第２条第４項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第２条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）並びに独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第４条第 15 号の規定の適用を受ける法人（独立行政法人等であるものを除く。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び出資法人（県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人（地方独立行政法人であるものを除く。）のうち実施機関が定める法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの及びそのおそれがあるものとして実施機関が定める職にある公務員の氏名を除く。）

エ　公益上公にすることが必要である情報として実施機関が定める情報であって、公にしたとしても個人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるもの

［情報公開条例の趣旨］

(1)　本号は、個人の尊厳及び基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報は最大限に保護されることが必要であるため、特定の個人が識別され得る情報は、原則として非公開とすることを定めたものである。

(2)　本号では、我が国において、いわゆる「プライバシー」の具体的な内容が、法的にも社

会通念上も必ずしも明確ではないことから、個人のプライバシーに関する情報であると明らかに判断できる場合はもとより、個人のプライバシーであるかどうか不明確である場合も含めて、個人に関する全ての情報は、非公開を原則とした。

その一方で、ただし書アからエまでにおいて、個人の権利利益を侵害しないと考えられ、非公開にする必要のない情報及び公開する公益上の必要があると認められる情報を規定し、これらについては、公開することとしたものである。

なお、ただし書イについては、情報公開条例第15条第２項の適用あり。

［情報公開条例の解釈］

(1) 「個人に関する情報」とは、氏名、生年月日、住所、性別などの基本的な属性を示す事項を始めとし、個人の発言内容、行動記録など当該個人に関わりのある全ての情報をいう。

(2) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、第２号に規定する「事業を営む個人の当該事業に関する情報」と同義であり、第２号で処理することとしたので、本号の個人情報の範囲から除外した。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業と直接関係のない情報（例　家族状況）については、本号の問題として公開・非公開の判断をするものである。

(3) 「特定の個人を識別することができる」とは、氏名、生年月日、住所等の記述から、特定の個人を判別することができることをいう。

(4) 「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、公開請求に係る情報から直接特定の個人を識別することはできないが、既に公になっている又は入手可能な他の情報と当該情報とを組み合わせることによって特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。なお、「他の情報」については、何人でも入手可能な情報を基準として考えることは適切とはいえず、慎重に判断することが必要である。

(5) 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、カルテや反省文のような情報で、個人が識別されなくとも、その第三者への公開が個人の人格権を侵害するおそれがあるもの、又は未発表の研究論文のような情報で公開することにより、財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあるものなどをいう。

また、「公にすることにより」とは、当該請求者のみならず、何人にも当該情報を明らかにすることができない趣旨である。

(6) ただし書アは、不動産登記簿の謄本のような法令等の規定により公にされるもの、又は表彰受賞者名簿のような慣行として公にされるもの等については、公開することを明らかにしたものである。

ア 「法令等」とは、法律、政令その他の命令及び条例をいう。

イ 「法令等の規定により又は慣行として公にされている情報」とは、現在、何人にも容易に入手できる状態に置かれている情報をいう。したがって、閲覧者を利害関係人に限っているもの、又は法令に何人もと規定されていても請求の目的等により閲覧が制限され、実質的に何人にも閲覧を認める趣旨でないものは該当しない。

ウ 「公にすることが予定されている情報」とは、公開請求時点では公にはなっていないが、将来公にされることが予定されている情報又は当該情報の性質上、通例公表される情報をいう。

(7) ただし書イは、個人の正当な権利利益は、その性質上、手厚く保護されるべきであるが、なおこれに優越する公益がある場合で、人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公にすることがより必要であると認められる情報については、公開することを定めたものである。

また、「必要であると認められる」とは、非公開とすることにより保護される利益と公開することにより保護される利益とを比較衡量し、後者が優越する場合をいう。この比較衡量は、個人に関する情報の中でも個人的な性格が強いものから社会的性格が強いものまで様々なものがあること、人の生命、身体等の保護と生活又は財産の保護とでは公開により保護される利益の程度に相当の差があることを踏まえ、特に個人の人格的な権利利益の保護に欠けることがないように慎重な配慮が必要である。

(8) ただし書ウについては、職務の遂行に係る情報に含まれる公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名については、原則として公開する趣旨である。

ア 「公務員等」とは、「公務員」並びに「独立行政法人等、総務省設置法第４条第 15 号の規定の適用を受ける法人、地方独立行政法人及び出資法人の役員及び職員」をいう。

イ 「公務員等」のうち「公務員」とは、国家公務員（国家公務員の身分を有する独立行政法人通則法第２条第４項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）及び地方公務員をいい、一般職であるか特別職であるか、常勤であるか非常勤であるかを問わない。具体的には、国又は地方公共団体の職員のほか、内閣総理大臣、国務大臣、国会議員、地方公共団体の議員等が該当する。

ウ 「公務員等」のうち「独立行政法人等」とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第２条第１項に規定する「独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人及び別表第１に掲げる法人」である。（なお、当該「別表第１に掲げる法人」のうち「総務省設置法第４条第 15 号の規定の適用を受ける法人（特殊法人）」に該当しない法人についてのただし書ウの規定の適用は、平成 15 年４月１日以後に作成し、又は取得した行政文書に記録されたものに限る。（平成 15 年香川県条例第 11 号附則第２項））

エ 「公務員等」のうち「総務省設置法第４条第 15 号の規定の適用を受ける法人（独立行政法人等であるものを除く。）」とは、同号に規定する「法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）」から「独立行政法人等」に該当する法人を除く法人をいう。具体的には、いわゆる特殊法人のうち、日本放送協会などの「独立行政法人等」に該当しない法人をいい、総務省設置法第４条第 15 号の規定が適用されないこととなっている法人（農林中央金庫など民間法人化されたもの）は含まないものである。

オ 「公務員等」のうち「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。

カ 「公務員等」のうち「出資法人」とは、「県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人（地方独立行政法人であるものを除く。）のうち実施機関が定める法人」であり、当該法人の資本金又は基本財産（基金を含む。）の額に占める県からの出資又は出捐を受けた額の割合が 50%以上で、実施機関が告示したものをいう。（なお、出資法人についてのただし書ウの規定の適用は、平成 15 年４月１日以後に作成し、又は取得した行政文書に記録されたものに限る。（平成 15 年香川県条例第 11 号附則第２項））

キ 「職務の遂行に係る情報」とは、当該個人がその担当する職務を遂行する場合に記録された情報をいう。したがって、公務員の職員としての身分取扱いに係る情報などは、当該公務員にとっては、その職務遂行に係る情報ではない。

ク 「公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの」とは、公務員等の職務の遂行に係る当該個人の氏名について、公にすることにより、個人の私生活上の権利利益が受忍すべき限度を超えて害されるおそれがある場合等をいい、このような場合の当該公務員の氏名については非公開となるものである。

ケ 「そのおそれがあるものとして実施機関が定める職」とは、特定の職に任じられた公

務員の担当する職務内容等から判断して、当該個人の氏名が公になると、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあると実施機関が認めて規則等により定める職をいい、当該職に任じられた公務員の氏名については非公開となるものである。

公安委員会及び警察本部長が定める職は、香川県情報公開条例施行規則（平成 14 年香川県公安委員会規則第３号）第４条及び香川県情報公開条例施行規程（平成 14 年香川県警察本部告示第２号）第４条において、「警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する警察官以外の警察職員をもって充てる職」としている。

(9)　ただし書エに規定する「公益上公にすることが必要である情報として実施機関が定める情報」とは、香川県情報公開条例施行規程第５条に定める次の情報であり、これにより、食糧費及び交際費の支出に係る行政文書に記載された氏名等については、公にすることにより個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合及び本号以外の非公開情報に該当する場合を除き、公開するものである。

ア　会議等の開催に伴う食糧費の支出に係る香川県会計規則（昭和 39 年香川県規則第 19 号）第 51 条の執行伺書等に記載された当該会議等に出席した者の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名

イ　交際費の支出に係る行政文書に記載された当該交際費の支出の対象となった者の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名

なお、イについては、入院が公表されていない病気見舞い等は、「公にすることにより個人の権利利益を不当に害するおそれがある」ことから、この規定は適用されないため、相手方の氏名等は非公開となる。

［運用の基準・具体例］

(1)　警察職員の氏名の取扱い

香川県警察における「氏名を慣行として公にしている」職員の範囲は、警部又は同相当職以上の職員である。公安委員会及び警察本部長が保有する行政文書に記載されている警察庁又は他の都道府県警察の職員の氏名については、警察庁又は当該警察において氏名を公にしている慣行によって判断する。

(2)　被疑者（被告人）及び被害者の個人情報

犯罪事件等で被疑者（被告人）や被害者の個人情報が広報・報道されている場合の取扱いは、次のとおりとする。

ア　被疑者（被告人）の個人情報が検挙時に広報されていても、公開決定の時点において氏名、住所等個人を特定する情報（以下「氏名等」という。）が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合を除き、氏名等を部分的に非公開とし、個人が特定できない形で公開する。

被疑者（被告人）の氏名等が公開決定の時点において慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合とは、次に掲げる場合が考えられる。この場合については、香川県警察、警察庁及び他の都道府県警察が行った広報の範囲内で被疑者の個人情報を公開する。

（ア）　警察白書等警察が発行する刊行物等において被疑者の氏名等を記載している場合

（イ）　被疑者（被告人）の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合

（ウ）　公開請求から公開決定までの間において、マスコミにおいて頻繁に被疑者（被告人）が特定される内容の報道がされている場合

イ　被害者の個人情報については、広報・報道されている場合であっても、原則として非公開とする。ただし、次に掲げる場合等個人情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合については、香川県警察、警察庁及び他の都道府県警察が行

った広報の範囲内で例外的に公開する。

（ア） 警察において国民からの情報提供を求めるため被害者の氏名等を含めた事件の広報を継続している場合

（イ） 被害者の氏名等を冠して事件名が呼称されていることが通例である場合

この場合、ア及びイのただし書における個人情報の例外的公開に当たっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう慎重に判断を行うこととする。

2 情報公開条例第７条第２号（法人等情報）に基づき非公開とする情報の基準

［情報公開条例の定め］

(2) 法人その他の団体（国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人及び出資法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

［情報公開条例の趣旨］

(1) 本号は、法人等又は事業を営む個人の正当な利益を害することを防止する観点から定めたものである。

(2) 本号本文は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障し、公正な競争秩序を維持するため、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報については、非公開とする趣旨である。

本号ただし書は、法人等又は事業を営む個人の事業活動により、現に発生しているか、将来発生するおそれがある危害から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、本号本文に該当する情報であっても常に公開が義務づけられていることを明らかにする趣旨である。

なお、ただし書については、情報公開条例第 15 条第２項の適用あり。

［情報公開条例の解釈］

(1) 「法人」とは、営利法人、公益法人等法人格を有するあらゆる団体をいう。

「その他の団体」とは、自治会、商店会、消費者団体等で法人格はないが、団体の規約及び代表者が定められているものをいう。

なお、国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人及び出資法人については、その性格を考慮し、法人等とは異なる公開・非公開の基準を適用すべきであることから、本号から除き、その事務又は事業等に係る非公開情報は、第３号及び第４号において規定している。（独立行政法人等及び出資法人に関する情報については、平成 15 年４月１日以後に作成し、又は取得した行政文書に記載されたものに限り第３号及び第４号を適用し、平成 15 年４月１日前に作成し、又は取得した行政文書については、本号を適用する。（平成 15 年香川県条例第 11 号附則第２項））

(2) 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の２第８項から第 10 項までに掲げる事業のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

「当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等当該事業に関する一切の情報をいう。しかし、当該事業と直接関係のない個人に関する情報（例 家族状況、事業と区別される財産、所得等）は含まれず、第１号の規定により判断する。

(3) 法人等には、株式会社、公益法人、宗教法人、学校法人その他の法人のほか、政治団体その他法人格のない団体など様々な種類のものがある。

また、「正当な利益を害するおそれがある」とは、法人等又は事業を営む個人の事業活動に何らかの不利益が生ずる可能性があるというだけでは足りず、当該法人等又は事業を

営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が具体的に侵害されると認められることをいうものであり、「おそれ」の有無は、当該法人等と行政との関係や当該法人等の憲法上の利益の保護の必要性等それぞれの法人等及び情報の性格に応じて適正に判断する必要がある。

(4)　「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、次のような情報をいうが、宗教法人における信教の自由や学校法人における学問の自由等、必ずしも経済的利益の概念でとらえられないものを含むものである。

ア　生産技術上、販売上のノウハウに関する情報

イ　経営方針、経理、人事等内部管理に属する情報で、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの

ウ　その他公開することにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、信用、社会的評価、社会活動の自由等が損なわれると認められる情報

(5)　次のような情報は、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは認められず、公開しなければならない。

ア　法令の規定により何人でも閲覧できる情報（閲覧を利害関係人にのみ認めているもの等は、含まれない。）

例　法人に関する登記事項

イ　公表することを目的として作成し、又は取得した情報（公表することが了承されている情報及び公表することが慣例となっている情報を含む。）

例　白書等で取り上げられている事業を営む者の事業概要

ウ　法人等又は事業を営む個人がＰＲ等のため、自主的に公表した資料から何人でも知り得る情報

例　企業パンフレット等により公表された営業実績

エ　情報が加工され、個々の法人等又は事業を営む個人が識別できなくなっているもの

例　各種統計資料

(6)　ただし書について

ア　ただし書は、法人等又は個人の事業活動によって危害（公害、薬害等）が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、危害の未然防止、拡大防止又は再発防止を図り、その危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は、公開することを定めたものである。この場合、現実に危害が発生している場合のほか、その発生の蓋然性が高い場合も含まれ、その事業活動が違法又は不当であるか否かは問わないものである。

イ　公にすることが必要であると認められるか否かは、公開することによる利益（人の生命、健康、生活又は財産の保護）と非公開にすることによる利益との比較衡量によって判断されることになる。この比較衡量に関しては、公開により保護される利益と非公開により保護される利益の双方について、利益の具体的内容・性格を慎重に検討する必要がある。前者については、生命、健康という法益と生活又は財産という法益では、公開による利益が異なり得るし、後者についても、製品の製造上のノウハウに関する情報と採用計画に関する情報では保護の程度が異なり得るものである。

［運用の基準・具体例］

(1)　営業活動を行っている法人等については、業者名、代表者名、所在地名、電話番号等は公開する。また、当該営業活動を行っている法人等の取引金融機関口座、業者印、代表者印、検査印等については、当該法人等がこれらの情報を内部限りにおいて管理して公開すべき相手方を限定する利益を有する情報として管理していると認められない限り、公開する。

(2)　入札に関する文書（競争参加資格審査申請書、総合評価技術審査申請書、添付書類、有資格者名簿等）中、入札予定者又は応札者の経営内容、業務実施能力又は評価結果を記載した部分については、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当し非公開とする。

　また、承認図、取扱説明書等の文書中、落札者の技術力、保守・保全体制を記載した部分についても同様に非公開とする。（なお、重畳的に情報公開条例第７条第５号（公共の安全等に関する情報）にも該当する場合があり得る。）

３　情報公開条例第７条第３号（審議、検討等に関する情報）に基づき非公開とする情報の基準

［情報公開条例の定め］

(3)　県の機関、国の機関、県以外の地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人及び出資法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

［情報公開条例の趣旨］

(1)　本号は、県の機関、国の機関、県以外の地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人及び出資法人における内部的な審議、検討、協議が円滑に行われることを確保する観点から定めたものである。

(2)　行政機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び出資法人の内部又は相互間の審議、検討又は協議に関する情報が公になると、外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがある。また、未成熟な情報や公にするには時機尚早な情報が公開されると、誤解や臆測により不当に県民の間に混乱を生じさせたり、特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼしたりするおそれがある。

本号は、このような情報について、非公開とすることを定めたものである。

［情報公開条例の解釈］

(1)　「県の機関」とは、県の執行機関、議会及びこれらの補助機関のほか執行機関の附属機関を含む。

(2)　「国の機関」とは、国会、大臣等及びそれらの附属機関並びに審議会等国の全ての機関をいう。「県以外の地方公共団体」についても同様である。

(3)　独立行政法人等及び出資法人に関する情報についての本号の適用は、平成 15 年４月１日以後に作成し、又は取得した行政文書に記載されたものに限る。（平成 15 年香川県条例第 11 号附則第２項）

(4)　「審議、検討又は協議に関する情報」とは、行政機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び出資法人の内部又は相互の間における審議、検討、協議、会議、打合せ、意見交換、相談等に直接使用する目的で作成し、又は取得した情報及びこれらの審議等に関連して作成し、又は取得した情報をいう。

(5)　「不当に」とは、審議、検討又は協議に関する情報の公開に際しては、説明責任の観点からの公益性を考慮してもなお、これらの行政機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び出資法人の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものであることをいう。

(6)　合議制機関に関する情報の公開・非公開の判断については、当該合議制機関の議事運営規程や議決により決せられるものではなく、当該合議制機関の性質及び審議事項の内容等に照らし、合議制機関における率直な意見の交換等を「不当」に損なうおそれがあるか否かにより個別具体的に判断する必要がある。

4　情報公開条例第７条第４号（事務又は事業に関する情報）に基づき非公開とする情報の基準

［情報公開条例の定め］

(4)　県の機関、国の機関、県以外の地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人又は出資法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、県以外の地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人又は出資法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ　県若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は出資法人に係る事業に関し、その経営上の正当な利益を害するおそれ

［情報公開条例の趣旨］

(1)　本号は、県の機関、国の機関、県以外の地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人又は出資法人が行う事務又は事業の目的達成又は適正な執行の確保の観点から定めたものである。

(2)　本号は、県の機関、国の機関、県以外の地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人又は出資法人が行う事務又は事業に関する情報の中には、当該事務又は事業の性質、目的等からみて、執行前あるいは執行過程で公開することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものがあるので、このような情報は、非公開としたものである。

［情報公開条例の解釈］

(1)　「県の機関」、「国の機関」及び「県以外の地方公共団体」については、前号の解釈を参照のこと。

(2)　独立行政法人等及び出資法人に関する情報についての本号の適用は、平成 15 年４月１日以後に作成し、又は取得した行政文書に記載されたものに限る。（平成 15 年香川県条例第 11 号附則第２項）

(3)　「県の機関、（中略）が行う事務又は事業に関する情報」とは、当該事務又は事業に直接関わる情報だけでなく、当該事務又は事業の実施に影響を与える関連情報を含むものである。また、県の機関等が直接執行するものだけでなく、指定管理者等が行う事務又は事業に関する情報を含むものである。

(4)　「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかを判断するに当たっては、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性では十分とはいえないものである。

(5)　「ア」から「オ」までに列記された監査、検査等の事務又は事業は、公開するとその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを例示的に掲げたものであり、その他全ての個別の事務又は事業が本号の対象となる。

　したがって、「ア」から「オ」まで以外の事務又は事業であっても「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があれば非公開情報に該当する。また、「ア」から「オ」までに列記された事務についても、列挙された「おそれ」以外で事務又は事業の「適正な遂行に支障を

及ぼすおそれ」に該当すれば非公開となる。

(6)　監査、交渉、試験その他同種のものが反復されるような性質の事務又は事業にあっては、ある個別の事務又は事業に関する情報を公開すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずることがあり得るが、これも、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」場合に当たることとなる。

［運用の基準・具体例］

本号に該当する代表的な情報の例は、上記に記載されているとおりであるが、公安委員会及び警察本部長において特記すべきものとしては、次のものがある。

(1)　試験問題

香川県警察学校における試験問題、香川県警察本部における昇任試験問題等については、実施前は非公開とする。実施後も、短答択一式問題については、公にすると、類似の問題の作成を避ける配慮が必要となり、試験問題作成作業に支障が生じることから、非公開とする。（なお、試験問題の内容によっては、情報公開条例第７条第５号（公共の安全等に関する情報）に該当する場合もある。）

(2)　検定の実施基準

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）の規定に基づく警備員等の検定や銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第６号）の規定に基づく技能検定等の実施基準のうち、採点基準及びその内容に関する情報で、公にすることにより検定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に該当し非公開とする。

５　情報公開条例第７条第５号（公共の安全等に関する情報）に基づき非公開とする情報の基準

［情報公開条例の定め］

(5)　公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

［情報公開条例の趣旨］

本号は、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報は非公開とすることを定めたものである。

［情報公開条例の解釈］

(1)　本号は、犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定する趣旨であるため、個人テロ等の不法な侵害行為からの人の生命、身体等の保護に関する情報等は本号の対象となる。一方、風俗営業等の許認可、伝染病予防、食品・環境・薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等のいわゆる行政警察に関する情報は、一般的には、本号の対象ではなく、情報公開条例第７条第４号（事務又は事業に関する情報）により公開・非公開を判断するものであるが、当該情報が直接又は間接的に刑事法の執行に関係してくる場合などについては、本号に該当することがあり得る。

(2)　「犯罪の予防」とは、犯罪行為をあらかじめ防止することをいい、犯罪を誘発するおそれのある情報は、犯罪予防の見地から、本号により非公開とするものである。

(3)　「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査には該当しないが、平穏な市民生活や社会規範等を維持し、又はこれらに対する障害を除去することをいう。

(4)　「実施機関が認めることにつき相当の理由がある」と規定していることは、本号に規定する情報については、その性質上、公開・非公開の判断に高度の政策的判断を伴うこと、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認めら

れることから、実施機関の第一次的な判断を尊重する趣旨である。ただし、実施機関の裁量を無制限に認めるものではなく、合理性を持つものとして許容される限度内のものでなければならない。

［運用の基準・具体例］

(1)　公安委員会及び警察本部長の保有する情報の中で本号に該当すると思われる代表的な類型は、次のとおりである。

ア　現に捜査（暴力団員による不当な行為の防止等犯罪の予防・捜査に密接に関連する活動を含む。）中の事件に関する情報で、公にすることにより当該捜査に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ　公共の安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体等に対する情報収集活動に関する情報で、公にすることにより当該活動に支障を生じるおそれのあるもの

ウ　公にすることにより、犯罪の被害者、捜査の参考人又は情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報

エ　捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公にすることにより将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯行を容易にするおそれがあるもの

オ　犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公にすることにより将来の犯行を容易にし、又は犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるもの

カ　犯罪行為の手口、技術等に関する情報で、公にすることにより当該手口、技術等を模倣するなど将来の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるもの

キ　犯罪行為の対象となるおそれのある人、施設、システム等の行動予定、所在地、警備・保安体制、構造等に関する情報で、公にすることにより当該人、施設、システム等に対する犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるもの

ク　被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報で、公にすることにより被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれがあるもの

(2)　行政法規違反の捜査等に関する情報

風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障を生じるおそれのない行政活動に係る情報は上記のとおり本号の対象にならないが、これらの行政法規に係る業務に関する情報がおよそ本号の対象から除外されるものではなく、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）違反事件や道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）違反事件等の行政法規違反の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれのある情報や、これらの犯罪を容易にするおそれがある情報であれば本号に該当し非公開とする。

(3)　警備実施等に関する情報

警衛若しくは警護又は治安警備（災害警備及び雑踏警備を除く警備実施をいう。以下「警備実施等」という。）については、従事する警察職員の数及び配置、通信に関する情報、警備実施等のために態勢を構築した時期及びその期間に関する情報は、これを公にすることにより、警察の対処能力が明らかになり、要人に対してテロ行為を敢行しようとする勢力等がこれに応じた措置をとるなどにより警備実施等に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し非公開となる。

これらの情報は、当該警備実施等の終了後であっても、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例等を研究、分析することにより、将来におけるテロ等の犯罪行為が容易となり、将来の警備実施等の業務に支障を及ぼすおそれがある場合には、非公開とする。

なお、警備実施等に従事する延べ人数等であって、報道機関等に情報提供するなどして広報された情報は、公開する。

6　情報公開条例第７条第６号（非公開約束情報）に基づき非公開とする情報の基準

［情報公開条例の定め］

(6)　県の機関の要請を受けて、個人又は法人等から、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。

［情報公開条例の趣旨］

(1)　本号は、情報提供者との協力関係、信頼関係の確保の観点から、任意に提出を受けた情報のうち、公開しないことを条件に提供を受けたものの取扱いについて定めたものであるが、これらを全て非公開とするものではなく、非公開を約束した情報のうち、非公開の条件を付すことが当該情報の性質や当時の状況等から合理的と認められるものに限って非公開となることを明らかにしたものである。

(2)　個人又は法人等から任意の協力により情報を得て、施策の立案、事務の執行等をしていることが多い。このような情報の中には、公開しないことを条件とし、また、その条件を付すことが当該情報の性質や当時の状況等から合理的と認められるものがある。

　このような情報を提供者の承諾なく公開すれば、当該提供者との協力関係、信頼関係が損なわれ、それ以降の情報収集が困難となったり、場合によっては、約束違反で損害賠償の請求を受けるおそれがあるので、このような情報については、非公開とするのが本号の趣旨である。

　一方で、ただし書において、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、本号本文に該当する情報であっても公開することを明らかにしたものである。

　なお、ただし書については、情報公開条例第15条第２項の適用あり。

［情報公開条例の解釈］

(1)　「公にしないとの条件」とは、明示のものに限る。

(2)　「任意に提供された情報」とは、法令等の根拠に基づかず、相手方の協力等により提供された情報をいう。

(3)　「個人又は法人等における通例として」とは、当該個人又は法人等が属する集団、業界、業種の通常の慣行に照らして判断することを意味する。

　したがって、客観的にみて、当該個人又は法人等が属する集団、業界、業種において、非公開とする慣行が存在するかを判断することになる。

(4)　「当時の状況等」とは、当該条件が付された時点における諸情報を基本に判断するが、必要に応じその後の事情の変化も斟酌して判断することを意味している。

(5)　ただし書については、第１号の解釈を参照

［運用の基準・具体例］

　香川県警察が企業に要請し、公にしないとの条件で任意に提供を受けている企業対象暴力事犯等に関する情報は、本号に該当し非公開となる。（一般には、情報公開条例第７条第５号（公共の安全等に関する情報）が重畳的に適用される。）

7　情報公開条例第７条第７号（法令秘情報）に基づき非公開とする情報の基準

［情報公開条例の定め］

(7)　法令等の定めるところ又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないとされている情報

［情報公開条例の趣旨］

　本号は、法令等の定めるところ又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の

機関の指示により、公にすることができないとされている情報が記録されている行政文書は、非公開とすることを定めたものである。

［情報公開条例の解釈］

(1)　「法令等」については、第１号ただし書アの解釈を参照のこと。

(2)　「法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示」とは、地方自治法第 245 条第１号の指示その他これに類する行為をいう。

なお、本号が対象としている指示は、法律上にその指示の根拠が示されているものであるため、本号に該当するか否かは、当該事務の根拠法令等に照らして個別具体的に判断する必要がある。

(3)　「国の機関」とは、第３号の解釈を参照のこと。

(4)　「公にすることができないとされている情報」とは、明文の規定で公開が禁じられている情報のほか、法令等の趣旨、目的からみて公開することができないと明らかに判断され得る情報を含む。

第２　一部公開の判断基準

［情報公開条例の定め］

第８条　実施機関は、公開請求に係る行政文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

２　公開請求に係る行政文書に前条第１号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

［情報公開条例の趣旨］

(1)　本条は、行政文書の一部公開について定めたものである。

(2)　公開請求のあった行政文書に、部分的に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合であっても、当該行政文書の全部について公開を拒むものではなく、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、その他の部分については公開しようとするものである。また、個人に関する情報については、個人識別性のある部分を除いて公開すれば、一般的には、個人の権利利益を害するおそれはないため、原則として、個人識別性のある部分を除いて一部公開することを明らかにしたものである。

［情報公開条例の解釈］

第１項関係

(1)「容易に区分して除くことができる」とは、公開請求のあった行政文書に記載された非公開情報とそれ以外の部分とを区分し、両者を物理的に分離するに当たって、過度の費用と時間等を要しないことをいう。

しかしながら、行政文書の量が多い場合であっても、行政文書に記載された非公開情報とそれ以外の部分とを単純な作業により区分して除くことができるときなどは、一般的には容易に区分・分離できない場合に該当するとはいえないため、期間延長等により対応するものである。

なお、電磁的記録については、非公開情報とそれ以外の部分を区分することは容易であっても、両者を分離することが技術的に困難である場合が考えられるが、このような場合は、行政文書の一部を公開しなければならないときには該当しない。

(2) 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、非公開情報を除いた残りの部分が、それ自体としては無意味な文字、数字、象形、単なる枠のみとなる場合及び公表済みの資料並びに周知の事実のみとなる場合等を指すものである。

第２項関係

(1) 「特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」とは、個人に関する情報に含まれる氏名、生年月日、住所等の個人識別性のある部分を除くことにより、公にしたとしても個人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められる場合をいう。

なお、カルテ、反省文等の個人の人格等と密接に関連する情報や個人の未発表の研究論文等は、個人識別性のある部分を除いたとしても、公になると個人の権利利益を不当に害するおそれがあるため、一部公開は行わないものである。

(2) 「同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」とは、個人識別性のある部分を除いたとしても、当該情報は個人に関する情報に該当するため、原則的に公開できないものではあるが、本条の規定により、情報公開条例第７条第１号（個人情報）に規定する個人情報に含まれないものとみなして、一部公開を行うということである。

第３　行政文書の存否に関する情報についての判断基準

［情報公開条例の定め］

第 10 条　公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

［情報公開条例の趣旨］

本条は、公開請求に係る行政文書が存在するか否かを明らかにするだけで、非公開とすることによる利益が害される情報については、その存否を明らかにしないでその請求を拒否できることを定めたものである。

［情報公開条例の解釈］

(1)　公開請求があった場合、原則的には、請求対象となる行政文書が存在すれば、当該文書を明示した上で、公開又は非公開の決定を行い、対象となる行政文書が存在しなければ、不存在である旨を示して、非公開決定を行う。しかし、行政文書が存在するか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとなる場合もあり、本条の規定は、そのような場合については、原則としてその存否の応答を拒否すべきこととする一方、情報公開条例第９条が規定する場合のように、公益上特に必要があると認めるときは、実施機関が裁量的にその存否について答えることができるとするものである。

(2)　存否応答拒否の妥当性（非公開情報該当性）については、請求対象行政文書に記録された情報ではなく、「当該請求に対して行政文書が存在するか否かという情報そのもの」が情報公開条例第７条に定める非公開情報に該当するか否かで判断すべきものである。

(3)　本条に該当する情報としては、個人の人格的権利を不当に害するようなものが典型的な例として挙げられる。しかしながら、存否を明らかにできない情報は、必ずしも個人に関する情報の場合に限定されないことから、本条においては対象となる非公開情報の範囲を限定していない。

［運用の基準・具体例］

本条に該当する情報としては、次のような例が考えられる。

(1)　特定の個人の前科、前歴に関する情報（情報公開条例第７条第１号（個人情報））

(2)　特定の個人の病歴に関する情報（情報公開条例第７条第１号（個人情報））

⑶　犯罪の内偵捜査に関する情報（情報公開条例第７条第５号（公共の安全等に関する情報））

⑷　公にされていない捜査手法や装備資機材に関する情報であって、その存在が公にされると犯罪者が対抗手段を取り、犯罪の予防又は捜査に支障が生じるおそれがある場合（情報公開条例第７条第５号（公共の安全等に関する情報））

第４　代表的な文書類型ごとの基準

１　公安委員会会議録

公安委員会会議録は、原則として公開するが、記載内容中に情報公開条例第７条各号に掲げる非公開情報がある場合は、当該情報は非公開とする。

非公開となる情報として、次のような例が考えられる。

⑴　捜査中の事件に関する情報等公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の警察活動に支障を生じるおそれがある情報（情報公開条例第７条第５号（公共の安全等に関する情報））

⑵　特定の犯罪組織に対する取締りの方針等公にすることにより、発言した委員長又は委員の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報（情報公開条例第７条第５号（公共の安全等に関する情報））

⑶　委員長又は委員の発言内容や氏名を公にすることにより、外部からの圧力等により今後の公安委員会における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、当該発言内容又は氏名（情報公開条例第７条第３号（審議、検討等に関する情報））

２　会計支出文書

⑴　共通事項

ア　警察職員の氏名等の個人情報

会計支出文書における警察職員の氏名等の取扱いは、第１の１（情報公開条例第７条第１号（個人情報））によるほか、次による。

（ア）　慣行として公にしている職員の氏名（第１の１［運用の基準・具体例］⑴参照）を除き、職員の住所、金融機関口座等特定の個人を識別することができる情報は、全ての職員について非公開とする。

（イ）　職員番号及び債権者コード（支出の相手方たる債権者ごとに付される財務会計上の番号）は、当該公務員等に付された固有の番号であり、個人を識別させ得る情報であることから、非公開とする。

イ　警察との取引業者に係る情報

会計支出文書における警察との取引業者に係る情報の取扱いは、第１の２（情報公開条例第７条第２号（法人等情報））によるほか、取引業者を特定する情報であって、公にすることにより、犯罪捜査等の警察活動に支障を及ぼすおそれがあると認められるものや、当該業者又は業者の施設に対し危害や妨害活動が加えられるおそれがあると認められるものについては、情報公開条例第７条第５号（公共の安全等に関する情報）に該当し、非公開とする。このような取引業者の例として、次のものが挙げられる。

（ア）　警察庁舎に出入りする取引業者であって秘密保持、庁舎の安全確保等の観点から業者名を公にすることができないと認められるもの（施設の維持管理等の委託業者等）

（イ）　捜査支援システムの開発・器材を発注している業者

（ウ）　特殊な装備の納入業者

⑵　旅費

旅費の支出に関する会計文書については、個別の犯罪捜査等の活動に支障を及ぼすおそれ（情報公開条例第７条第５号（公共の安全等に関する情報））がないと認められるものは、公開する。ただし、情報公開条例第７条第１号（個人情報）に該当する部分を除く。

なお、旅費の公開・非公開を検討するに際しては、旅費の予算科目の別に応じて一律に決するのではなく、個々の旅行の目的・実態等に照らし、公にすることにより個別の犯罪捜査等の活動に支障を及ぼすおそれがあるか否かによって判断する。

(3)　報償費（捜査費）

ア　個別の執行に係るもの

香川県警察における報償費（捜査費）の個別の執行に係るものは、情報提供者等の捜査協力者が特定されて危害が加えられたり、今後の協力が得られなくなるおそれがあることから、原則として全て（警察職員の氏名、支払相手先、支払年月日、支払事由、支払金額等）非公開とする。

イ　報償費（捜査費）支出額に係るもの

（ア）　香川県警察における月別及び年別の支出総額並びに所属別の年別支出額については、公開する。

（イ）　所属別の月別支出額については、その額の変動状況から個別捜査の進展等を推認することが可能になるなど、犯罪捜査等に支障を及ぼすおそれがあるとして情報公開条例第７条第５号（公共の安全等に関する情報）に該当する場合もあるので、個別具体的に検証した上で公開・非公開を判断する。

(4)　食糧費

食糧費の支出に関する文書については、第１の１［情報公開条例の解釈］(9)によるほか、個人に関する情報を除いて、原則として公開する。ただし、食糧費の執行目的、実態等に照らし、公にすることにより警察活動の動向や体制が判明し、犯罪捜査等の個別の警察活動に支障を及ぼすおそれがあると認められる部分（情報公開条例第７条第５号（公共の安全等に関する情報））があるときは、その部分は非公開となる。

(5)　入札関係文書の予定価格に関する情報

各種入札に係る予定価格で、公表することによって他の契約の予定価格を類推させ、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれるおそれがある場合には、情報公開条例第７条第４号（事務又は事業に関する情報）に該当し、非公開とする。

(6)　職員宿舎の所在地に関する情報

職員宿舎の所在地に関する情報については、公にすることにより、当該宿舎に対する不法行為がなされ、又は、当該宿舎に居住する職員等に危害が加えられるおそれがあることから、情報公開条例第７条第５号（公共の安全等に関する情報）に該当し、非公開とする。ただし、市町名までは公開する。

３　香川県警察の職員数に関する情報を記載した文書

(1)　基本的考え方

職員数に関する情報は、原則として公開する。ただし、公にすることにより、極左暴力集団等犯罪を敢行しようとする勢力に関する情報の収集又はテロ行為等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害への対処についての警察の能力が明らかになり、犯罪を企図する者が、これらの能力の不備を突くなどの対抗措置を講じることにより、その犯罪の実行を容易にするおそれがあるものについては、非公開とする。

(2)　部及び所属別の職員数に関する情報

部別の定員、所属別の配置基準人員に係る情報は、公開する。

4　犯罪等の事件に関する報告書（いわゆる事件申報等）

(1)　内偵捜査（秘密裡に実施している捜査）中の事件に関する報告書

個別事件に対して内偵捜査を行っている事実自体が公にされると、以後の捜査に支障を生じることから、内偵捜査中の事件に関する報告書は、その件名も含め、原則として非公開とする。

なお、公開請求の態様によっては、行政文書の存否に関する情報となる（第３［運用の基準・具体例］(3) 参照）。

(2)　内偵捜査中の事件以外の事件に関する報告書

ア　個人情報について

第１の１（情報公開条例第７条第１号（個人情報））及び第１の５［運用の基準・具体例］(1)ウ（情報公開条例第７条第５号（公共の安全等に関する情報））に従って対応する。

イ　個人情報以外について

今後の犯罪捜査に支障を生じるおそれがある場合等、情報公開条例第７条各号の非公開情報に該当するか否かを個別に判断する。

非公開情報のうち、情報公開条例第７条第５号（公共の安全等に関する情報）に該当する例として考えられるものに次のものがある。

（ア）　犯行の内容のうち、いまだ社会一般に知られていない特異な犯罪手口等、公にすることにより同種事案を誘発又は助長するおそれのある情報

（イ）　公にすることにより公判の維持に支障を及ぼすおそれがある事実関係

（ウ）　捜査手法に関する情報であって、公にすると警察が行う捜査の手の内を知られ、犯罪者に対抗措置をとられるおそれがあるもの

（エ）　具体的な事件（現に捜査を継続している事件に限る。）の捜査方針、体制（具体的な任務ごとの班編成・人数・捜査活動現場における配置箇所等をいう。）に係る情報であって、公にすると被疑者に警察の動きを察知され、逃走、証拠隠滅のおそれがあるもの、又は捜査の方針、体制に係る情報であってそのパターンを把握されることにより、将来の同種事案の捜査について犯罪者があらかじめ対抗措置をとるおそれがあるもの

なお、警察が広報を行った情報については、広報を実施した時点において、非公開情報に係る捜査等の支障のおそれが相対的に低いと判断されたものであり、また、公開請求時点においても公知の事実となっている可能性があるなど、公開・非公開の判断に影響を与える要素の一つである。

5　情報通信システムに関する情報を記載した文書

(1)　情報セキュリティ対策に関する情報

情報通信システムのウイルス対策装置、暗号化装置、侵入検知装置等、情報セキュリティ対策の内容が特定できる情報については、公にすることにより、当該システムの防御能力等が判明し、犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあることから、情報公開条例第７条第５号（公共の安全等に関する情報）に該当し、非公開とする。（なお、重畳的に情報公開条例第７条第４号（事務又は事業に関する情報）にも該当する場合があり得る。）

6　「訴訟に関する書類」について

(1)　基本的考え方

捜査の過程で作成される捜査報告書、供述録取書等の捜査書類については、「訴訟に関する書類及び押収物」に該当し、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 53 条の２第１項の規定により行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42

号）の規定は適用されないため情報公開条例第 28 条第 1 項の規定により情報公開条例の規定は、適用されないこととされている。この趣旨は、刑事訴訟に関する文書については、その公開・非公開の取扱いが刑事訴訟手続の制度内で体系的に整備されていることから、当該制度に委ねることが適当との考えによるものである。

ここでいう「訴訟に関する書類」とは、刑事訴訟法第 47 条に規定する訴訟に関する書類と同一であり、一般に、被疑事件又は被告事件に関して作成された書類であるとされている。手続関係書類であると証拠書類であるとを問わないし、意思表示的文書と報告的文書のいずれも含まれる。また、裁判所（裁判官）の保管している書類に限らず、検察官、司法警察員、弁護人その他の第三者の保管しているものも含まれる。

(2) 送致・送付前の訴訟に関する書類

いまだ送致・送付を行っていない書類についても、いずれは送致され、刑事訴訟法や刑事確定訴訟記録法（昭和 62 年法律第 64 号）の制度内で公開・非公開の取扱いがなされる機会があり得るため、情報公開条例の適用除外となる。

(3) 訴訟に関する書類の写し

訴訟に関する書類の写しについては、実質的に原本と同様のものであり、刑事訴訟法等の制度内における公開・非公開の判断、公開手続等に服させることが妥当であることから、情報公開条例の適用除外となる。

(4) 行政文書に添付された訴訟に関する書類の写し

訴訟に関する書類の写しが、行政文書に添付されている場合であっても、実質的に当該訴訟に関する書類の写しは、その原本と何ら変わらぬ形式、体裁を保っていることから、当該行政文書と一体のものとはみなされず、情報公開条例の適用除外となる。ただし、訴訟に関する書類の写しが加工されるなどした結果、原本の形式、体裁を失った状態で添付されている場合には、当該行政文書と一体のものとみなされることから、情報公開条例の適用対象となる。